

(別紙)

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案について
寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

- 1 意見・情報の募集の実施状況
実施期間：令和5年4月24日から令和5年5月23日まで
提出意見：1通

2 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	・二（一）イの改正について「その他農林水産省消費・安全局長が指定する」と規定する場合、農林水産省消費・安全局長による指定の要件が明らかではなく、委任の範囲が過大である。概要において説明されているとおり「チチュウカイミバエへの有効性が認められるものとして農林水産省消費・安全局長が指定する」と規定すべきである。 ・六（二）の改正について、チチュウカイミバエの侵入リスクに対する管理措置が「オランダ植物防疫機関が・・・トラップ調査を行うことにより、・・・確認する措置」（概要2（2）※）なのであれば、告示改正案においても「トラップ調査が行われている」と主語を不明瞭にするのではなく、明確にトラップ調査の主体を規定・限定すべきである。 ・また、同※において「同様の」と説明されているものが告示改正案では「同等の」と規定されており、意味するところが同じなのであれば同じ文言で規定し、又は説明すべきである。 ・概要4中「改正規則」の意味するところが定かではない。	御意見いただきありがとうございます。告示二（一）においては、トラップ調査は、チチュウカイミバエについて行うものである旨が規定されています。チチュウカイミバエについてのトラップ調査では、チチュウカイミバエに対して有効な誘引剤を用いることが自明であるため、告示案の規定は、原案のまま「その他農林水産省消費・安全局長が指定する」とさせていただきます。 告示二（一）においては、指定生産地域におけるトラップ調査の方法が規定されており、その中で、オランダ植物防疫機関が調査を行うことも規定されています。このため、「指定生産地域と同等のトラップ調査」は、オランダ植物防疫機関が行うものになりますので、原案のままとさせていただきます。 「改正規則」とは、改正告示の施行によりオランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物防疫実施細則が変わることを表現しようとしたものです。植物防疫法施行規則を改正するわけではないところ、混乱を招く表現となり申し訳ありません。今後の概要等の説明資料については、いただいた御意見も踏まえて、文意と分かりやすさに配慮しながら作成してまいります。